

不法投棄未然防止事業協力

○家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)の不法投棄未然防止事業に積極的に取り組む自治体を対象に、その費用の一定割合(概ね50%)を製造業者等が助成する制度。

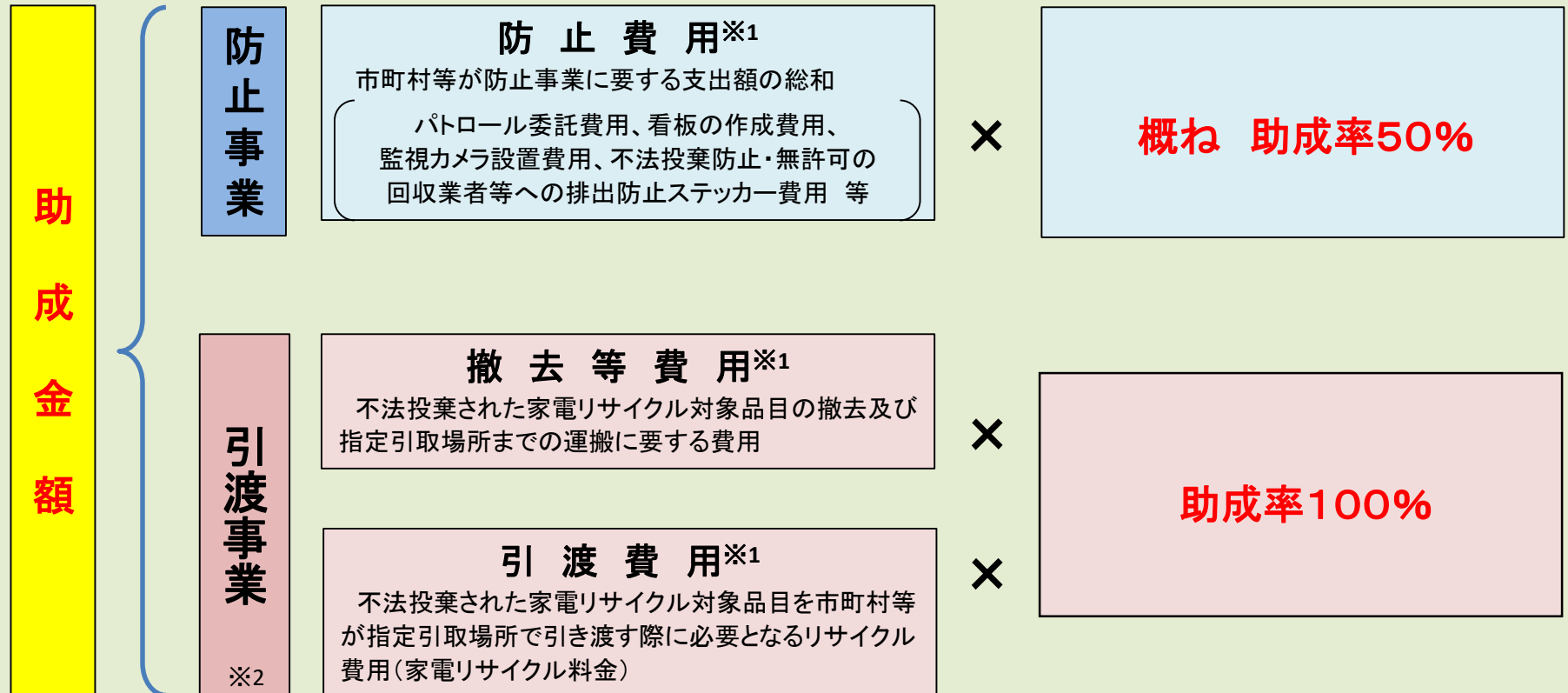
○事業の実施期間 毎年1月～12月(12か月間)

○事業の募集期間 事業前年の7月初旬～9月中旬

○詳細は <https://www.aeha.or.jp/recycle/> または

一般財団法人家電製品協会 事業協力室 kyouryoku@aeha.or.jp までお問合せください

<制度概要> ※引渡事業のみの実施は助成の対象となりません。



※1 助成対象の費用については、応募の内容に基づき上限額が設定される

※2 防止事業の期間のうち連続した3ヶ月間実施